

赤穂市環境審議会会議録

令和7年11月7日開催

赤穂市環境審議会次第

1 日 時 令和7年11月7日（金） 午後1時30分

2 場 所 市役所6階大会議室

3 出席者

学識経験者	渡邊節雄、中村隆紀、萬代新一郎
市議会議員	安田哲、中谷行夫、前川弘文、山野崇
市民組織の代表者	谷山典子、花崎崇子
産業界の代表者	松本隆博、平田一典、劉万鑫
公募市民	小舟正文、一二三千加子
関係行政の職員	浪花いづみ、菅野長久、村上晴茂、津田稔
市関係職員	溝田康人、尾崎浩司
幹事	(市民部長) 松本久典
事務局	(環境課長) 本家信治 (環境係長) 中濱祐介 (脱炭素・産業廃棄物担当係長) 松岡佳織 (環境係) 網干愛海

4 会議次第

- (1) あいさつ
- (2) 新委員の紹介
- (3) 報告事項
 - ・令和7年度版「赤穂の環境」の概要について
- (4) その他

事務局

失礼いたします。本日は大変お忙しいところ、ご出席賜りありがとうございます。

本日の司会進行を務めます環境課の本家です。どうぞよろしくお願ひします。

始めます前に、資料の確認をお願いいたします。次第、資料1赤穂市環境審議会委員名簿、資料2令和7年度版「赤穂の環境」の概要についての3枚になります。不足等がありましたらお申しつけください。大丈夫でしょうか。

それでは改めまして、ただ今より、赤穂市環境審議会を開会させていただきます。

はじめに、本日の委員の出席状況でございますが、資料1赤穂市環境審議会委員名簿をご覧ください。

名簿記載の委員のうち、矢野委員、打田委員、小林委員、棟廣委員、高原委員より、事前に欠席の連絡をいただいております。また、茶谷委員と小西委員がまだ到着されておりませんが、現在のところ、委員総数27名に対しまして、本日20名の出席ということで、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、赤穂市環境審議会規則第6条第2項の規定により、本審議会は成立致しておりますことをご報告致します。

それでは開会に当たりまして萬代会長よりご挨拶申し上げます。萬代会長よろしくお願ひします。

会長

皆さんこんにちは。一年の四季が三季でないかなと言われておる今年ですけれども、秋がない。我々環境審議会としても、この三季のために環境破壊が起きているとすれば、我々も全然無関心ではおるわけにもいかんというわけです。今日はお昼間の本当にお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。今日の議題につきましては、皆様にお示ししておりますとおり、報告案件だけでございます。しかしいずれしっかりと審議事項を皆さんにお示しして十分に議論をしていただくことになると思います。よろしくお願ひしたいなと思います。それと、私の耳には入っておりませんが、赤穂市内でなんか色々とね、問題が起きておるようでございます。いずれ皆さんに正式に議題として出させていただいて、議論お願ひすることになるかもしれません。いずれにしましても、今日よろしくお願ひを申し上げまして、ご挨拶に代えたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。次に次第2、新委員の紹介に移ります。昨年度の審議会時から新たに就任いただいた委員をご紹介いたします。学識経験者といたしまして、相生・赤穂市郡歯科医師会より赤井委員に代わりまして茶谷委員に。市議会議員といたしまして、奥藤委員に代わりまして山野委員に。関係行政機関の職員といたしまして、赤穂健康福祉事務所より圓尾委員に代わりまして浪花委員に。光都土木事務所より金川委員に代わりまして菅野委員に。また、本日欠席されておりますが、産業界の代表者といたしまして、赤穂商工会議所よ

会 長

り、梅本委員に代わりまして小林委員にそれぞれ変更になっております。また、事務局といたしまして、松本市民部長と中濱環境係長、松岡脱炭素・産業廃棄物担当係長、環境課職員の網干、あと私、本家が出席をいたしております。どうぞよろしくお願ひします。

それではこの後の議事の進行につきましては、会長よりよろしくお願ひいたします。

これからは座って失礼をいたします。

審議に入ります前に傍聴希望者の有無について、事務局よりお願ひいたします。

事 務 局

失礼します。本審議会は赤穂市環境審議会規則第6条第5項の規定により、会議を原則公開することといたしております。本日の傍聴希望者は1名です。まず、本審議会を公開してよろしいでしょうか。また傍聴者につきましても、委員と同じ会議資料を配布しますが、会議終了後、資料の持ち帰りについて認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようですので、本審議会は公開といたします。それでは傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

傍聴者の方は、注意事項を十分理解して傍聴いただきますようよろしくお願ひいたします。

会 長

続きまして、規則第6条第4項の規定により、議事録署名委員の指定をさせていただきたいと思います。議事録署名委員に、松本委員よろしくお願ひいたします。

それでは本日の議事に入らせてもらいます。次第3報告事項令和7年度版「赤穂の環境」の概要について事務局より説明をお願いいたします。

はい、失礼いたします。少し準備がありますのでお待ちください。

それでは少し暗いかもしれません、こちらのスクリーンとお手元の資料に概要を配布しておりますので、そちらに沿ってご説明させていただきます。

毎年9月にですね、「赤穂の環境」というこちらの黄色い冊子を発行しております。本日は、まだお配りさせてもらっていない委員の方々には、資料として配布させていただいております。本日は概要の説明ということで基本的には資料2の方とこちらのスクリーンに映しておりますグラフなどを表示しながらご説明させていただきますので、ご覧いただければと思います。詳細につきましては、冊子の方の「赤穂の環境」をご覧いただきまして、もし何かございましたら、後日でも結構ですのでお気軽に環境課までお問合せいただけたらと思います。では説明に入らせていただきます。

こちらの令和7年度版「赤穂の環境」の概要につきましては、令和6年度、令和6年4月～令和7年3月までの結果をまとめたものになっております。

ではまず、大気の状況についてご説明いたします。

本市におきましては市内8か所に一般大気監視局といたしまして、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどの連続測定を行っております。このうち市役所局につきましては、兵庫県設置の監視局となっております。では、具体的なデータのご説明に移ります。

まず、二酸化硫黄SO₂についてでございます。令和6年度におきましては市内8監視局の平均値が0.002 ppmとなっており、低濃度で推移している状況でございます。環境基準の適合率も100%となっております。

続きまして、浮遊粒子状物質SPMについてでございます。市内平均といたしましては0.013となっておりまして、グラフ見ていただいても分かるとおり、ここ数年は大きな変動はございません。また、環境基準の適合率も100%となっておりました。

続きまして、二酸化窒素NO₂についてでございます。二酸化窒素の市内平均は0.006 ppmとなっておりまして、こちらも横ばいの状況となっております。環境基準の適合率も100%となっております。

続きまして、光化学オキシダントについてでございます。赤穂市内では市役所局と有年監視局の2か所でオキシダント濃度を測定しており、そちらの2局の年間平均値は、0.035 ppmとなっておりました。また、光化学スモッグの注意報等が、市役所局のデータに基づきまして兵庫県から発令されることとなっておりますが、令和6年度につきましてはこちらの注意報等の発令はございませんでした。また、今年度も4月21日～10月17日までが光化学スモッグの特別監視期間となっておりましたが、今年度についても発令はございませんでした。

続きまして、降下ばいじんについてでございます。降下ばいじんは、市内の10か所でデポジットゲージ法により測定いたしております。この降下ばいじんについては、環境基準というのはございませんが、市において目標値を設定しており、目標値は、月間値の平均値が1平方キロメートル当たり5トンという数値になっております。令和6年度の結果、一番右端になりますが、

2.15となっておりまして、近年2前後で推移している状況で、目標値を満たしている状況でございます。

続きまして、微小粒子状物質PM2.5についてでございます。こちらも赤穂市役所局で兵庫県の設置により測定をしております。1時間値の年間平均値といたしましては、1立方メートル当たり6.4マイクログラムとなっておりました。こちらがPM2.5の月別変化のグラフになっております。いずれの月も環境基準の35マイクログラムを下回っておりましたが、グラフを見ていただきましたら、1・2・3月が特に多い状況というのが見て取れるかと思いますが、こちらに関してはおそらく中国由来のPM2.5の飛来があったために、比較的高めの数値になっているものでございます。また、PM2.5

につきましては、高濃度の恐れがある際に注意喚起情報というのが発令されることがあります、赤穂市が属する播磨西部地域におきましては、測定を開始して以降、注意喚起情報の発信はございません。

続きまして、水質の状況についてご説明いたします。

市内においては、7河川15地点で年4回、海域11地点で年4回の調査を行っております。また、河川、海域とも年1回、詳しい調査として重金属類等の健康項目の分析を行っております。

まず、河川の水質調査地点を示した地図になっておりますが、千種川で7地点測定しております、それ以外にも長谷川、加里屋川、新川、大津川、塩屋川で調査を行っております。

こちらが主要河川の水質状況についてでございます。各河川の年4回測定の平均値となっておりまして、千種川における環境基準適合率としましては、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）、大腸菌数が100%、溶存酸素量（DO）が96%、生物化学的酸素要求量（BOD）が93%となっておりました。その他の河川におきましては、環境目標値の適合率の総合評価といたしまして、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）が96%、水素イオン濃度（pH）と生物化学的酸素要求量（BOD）が89%となっておりました。

こちらスクリーンのグラフの方が、環境基準が設定されております千種川の水質について、坂越大橋地点における経年変化を示したものでございます。ここ3、4年ほどは、大分収まってきたんですけども、グラフでいうと赤色のグラフですね、SSという浮遊物質量を示したものなんですが、平成20年度後半頃は河川改修の影響などで変動があった状況ですが、近年収まっている状況になっております。

続きまして、千種川における水質精密調査についてでございます。こちらにつきましては、水素イオン濃度や浮遊物質量といった先程ご報告した項目以外に重金属類や有機塩素系の物質について年1回、有年橋と高雄橋の下流の2地点で調査を行っております。健康項目と呼ばれる項目については、環境基準を満たしている状況でございました。また、ダイオキシン類についても調査をいたしましたが、環境基準の1に対し、有年橋で0.016、高雄橋で0.027となっておりました。

続きまして、海域の水質調査についてでございます。海域につきましては、こちらに示したとおり11地点で年4回の調査を行っており、その内4地点でより詳しい調査を行っております。

こちらが各地点の平均値の経年変化となっております。化学的酸素要求量のCODという値が、グラフでいうと一番下になっておりますが、2.5になっておりまして、環境基準の2を上回っている状況でしたが、ここ十数年2~3という数字を推移している状況でございます。

それから地先海域における水質精密調査についてですが、年1回行っている

会長
委員会長
委員
事務局
委員

重金属等の健康項目については全て環境基準以下になっておりました。

最後になりますが、地球温暖化関係についてでございます。赤穂市全体の温室効果ガスの排出量ですが、令和6年度は約278万t-CO₂/年となりまして、基準年の2013年度と比較しますと22.8%の削減となっておりました。令和5年度と令和6年度を比較しますと、運輸部門、民生業務部門、エネルギー転換部門、工業プロセス部門が減少傾向、その他の部門については、ほぼ横ばいの状況でして、全体として令和5年度と令和6年度を比較すると約11万tの減少となっておりました。

以上で令和7年度版「赤穂の環境」の概要についての説明とさせていただきますが、最初にも申しあげましたが、またお配りしております「赤穂の環境」をご覧いただきまして、ご不明な点等ございましたら、お気軽に環境課までお問い合わせいただけたらと思います。以上でございます。

はい、ただ今事務局の説明が終わりました。皆さんにご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

ちょっと一ついいですか。

はいどうぞ。

昨年ですね、P F A Sの分析を検討するというような話を聞いたかと思うんですが、その後P F A Sに関する、今日もちょっと実は個人的には何か聞けるかなと期待して来たんですけれども、いかがなんですかね。

はい、P F A Sにつきましては、まず昨年度非常に全国的にも問題になりました、国の方でも指針値などが定められた状況になっております。今回ご紹介したのが昨年度の調査結果なので、ご報告の中には入っておりませんが、まだ実施はしていないんですが、今年度中には千種川の地点でP F A Sの調査を実施する予定で、現在進めております。水道の方では測定をしておりまして、その結果の方は、ホームページ等でも公表されている状況になっております。

ご存知のとおり、P F A Sというのは大体代表的には3つくらいなんですね。P F O A、P F O S、それからP F H x S、この3つなんですよ。それ以外のものを合わせると約1万なんです。要するに有機フッ素化合物を総称して言っているもので。これに関してね、もうすでに全国レベルで調査した結果がね、約10%の都道府県で、日本政府が勝手に言っている環境基準50ng/L、はつきり言って私個人的には、我々の大学の研究室でも、無意味だと言っているんです。現在は、やはり基本的にアメリカ、欧米の研究者のレベルでは、もう0ng/Lでないと。要するに、P F O AはWHOが発表しているように、腎細胞がん、腎細胞がんの、要するに発がん性物質ということで認定されているんです。でP F O Sに関してはグレーなんです。それは動物実験等が進んでないからです。論文等調べてもまだ進んでないです。でも間違いなく炭素フッ素の我々言っているテフロン樹脂なんですね。炭素フッ素の直鎖または分岐型のこういう化合物というのは、必ずや発がん性があります。ですから、今P F O A

が発がん性でP F O Sがグレーで、あと代替物質のP F H x Sも危ないということで、生産中止にはなっていますけれども、使用中止になっているし、輸入もできないんです。それでもね、それ以外の約1万近い誘導体と呼んでいるんですけれど、化合物の誘導体が全て危険なんです。だからそれらを含めた、やはり環境のチェックというのを赤穂市では是非、私は住んでいて大好きな町なので、赤穂市ではしっかりやってほしいかなというふうに思っています。ですから、もし、その分析方法だとか、採取の仕方だとかいうのが分からなかつたら、どんどん我々大学の方に聞いていただいたら、リコメンドできると思います。それからそうですね、実は赤穂市ね、個人的に危ない企業があるんですよ。ご存知かどうか知りませんけれども、それって実は河川水では分かりませんよ。地下水ですよ。要するに千種川とかそういったところの河川に排水、廃液を流さないタイプ、ご存知だと思います。そういういたところで、半導体の洗浄、要するに私専門なんですけれども、シリコンウェハーの微細加工やっているところでは、レジストっていうのを使うんです。これはもうP F A Sそのものです。P F O A、P F O Sを使ってなくても、それ以外のやつで置き換えているんですよ、それがなかつたら加工できないので。法的にはダイキンなんかが製造しているから現在は使っているんですけど、そういうことも後々赤穂市で大問題にならへんかと、第二の吉備中央町にならへんかなという心配を私はしています。ですから、そういうことも含めてね、早く河川水の採水だとか、それから回数だとか分析方法、あと地下水も同様に、工業団地の地下水を調査されたら出てくると思います。あと、どことは言いませんけれども、塗料メーカーありますよね、赤穂には。あれは撥水処理なんかでP F A Sを使っています。だからそういうことをちゃんと知ったうえで環境整備していただければ市民として非常に嬉しいかなと思います。すいません、長々言いました。

事務局

大変貴重なご意見ありがとうございます。あの、正直我々も国の情報などを非常に参考にはさせてもらっていますし、何かを実施するときには我々公務員、なかなか法的な根拠といいますか、そういうものに基づくところもありますので、どこまでできるかというのは非常に難しいところもあるんですけれども。たしかに研究とか論文っていうようなところで、色んなP F A Sや類似物質の有機フッ素化合物についての危険性というのは示されているところなので。いわゆるP F A Sと呼ばれるP F O AとP F O S以外の、P F H x Sその辺に関しては兵庫県の方でもかなり今測定に動いていて、数字の公開もしだしているところでありますので、そういうところとも情報共有を図りながら、何をどこで測定するのがいいのかというところも含めて、色々検討しながら調査をしていきたいと思います。是非何かこちらとしても分からぬところはご意見いただけたらありがたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

会長

それでは、他の意見をお聞きしましょう。ございませんか。

事務局
会長
事務局

会長
副会長

はい、他に発言がないようですので、一応今日の議題はこれで終了します。

全体を通して、全体を通してですよ。他の関係のない事は言わんといつてください。全体を通して、今日の全体を通して何かご質問とかご意見とかあればお受けします。ございませんか。

事務局の方から報告が。

事務局の方から何かありましたかね。

第4その他について事務局の方から説明させていただきます。座って失礼いたします。

私の方から、市内の産業廃棄物最終処分場設置計画について、経緯を簡単にご報告させていただきます。

まず、西有年地区における産業廃棄物最終処分場設置計画に関しましては、令和3年11月1日に兵庫県より事業者の株式会社東洋開発工業所に対して、赤穂市及び上郡町の意見を伝えるとともに、追加資料の提出等について指示を行っておりますが、現在までに県に対して追加資料の提出はなされていないと聞いております。

次に、福浦地区の産業廃棄物最終処分場設置計画に関しましては、現在、令和7年8月22日及び23日に、市民向けの説明会が開催され、9月30日まで意見書の受付を行っていたところです。今後、提出された意見書への見解書を添付した説明会等実施報告書が県に提出されることになると思われます。

いずれの計画につきましても、関係自治体等と連携しながら、今後も適切に対応してまいります。以上です。

はい、事務局のお話、それからその他のところで、皆さんにおたずねした件についても、すべての発言がないようでございますので、これで審議会を閉じたいと思います。

最後に中村副会長から閉会のご挨拶を申しあげます。

失礼いたします。本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございました。事務局から説明がありましたように、大気環境については、ほぼここ数年良好な状況であると報告がありました。また水質については1つ、海域環境のCODが適正率5%という値が出ていたのでびっくりしましたが、今説明を聞きますと2mg/L前後で推移して、ほぼここ数年これも良好だということで安心をいたしております。

この環境をこれからも継続していくために、事業者の皆さん、あるいは行政の皆さん、市民の皆さんが連携して保全に努めていかなければなと思っております。これで審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時02分閉会)